

項目	URL	対象	対象内容補足	融資限度額	利率	利息減免	返済期間	担保	相談窓口
新型コロナウイルス感染症特別貸付	https://www.lfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html	【国民生活事業（個人）】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業績悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業績が回復し、発展することが見込まれる方 1. 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 2. 業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1) 過去3か月（最近1か月を含みます。）の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高	-	【国民生活事業（個人）】 6,000万円	【国民生活事業（個人）】 基準利率 ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%(注)、4年目以降は基準利率	融資額 国民生活事業3,000万円以下/中小企業事業1億円以下の部分に関して当初3年間において、 小規模事業者：個人は要件なし/法人は売上高▲15%以上 中小企業者：個人・法人ともに売上高▲20%以上 を対象に0.9%低減した利率の利息部分を返還する特別利子補給制度を 政府が設けることになっているため、 当初3年間は実質的に無利子でのご利用となる。	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）	【国民生活事業（個人）】 無担保	【国民生活事業（個人）】 日本政策金融公庫
		【中小企業事業】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも当てはまる方 1. 最近1か月の売上高が前年または前々年同期に比し5%以上減少していることまたはこれと同様の状況にあること(注1) 2. 中長期的にみて、業績が回復し、かつ、発展することが見込まれること	-	【中小企業事業】 3億円	【中小企業事業】 基準利率 ただし、1億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%(注2)、4年目以降は基準利率	【中小企業事業】 無担保 ※5年経過ごと金利見直し制度を選択可能	【中小企業事業】 日本公庫各支店の中小企業事業の窓口		
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金) ※新型コロナウイルス対策マル経融資	https://www.lfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html	商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者で、 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 ※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要	-	2,000万円 ※通常のご融資額 + 別枠1,000万円	【当初3年間】 特別利率F - 0.9% (別枠の1,000万円以内) (注) 【4年目以降】 特別利率F	融資額 国民生活事業3,000万円以下/中小企業事業1億円以下の部分に関して当初3年間において、 小規模事業者：個人は要件なし/法人は売上高▲15%以上 中小企業者：個人・法人ともに売上高▲20%以上 を対象に0.9%低減した利率の利息部分を返還する特別利子補給制度を 政府が設けることになっているため、 当初3年間は実質的に無利子でのご利用となる。	設備資金10年以内 (4年以内 (別枠の1,000万円以内)) 運転資金 7年以内 (3年以内 (別枠の1,000万円以内))	無担保 無保証人	日本政策金融公庫
危機関連保証制度	https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm	次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象 1. 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。 2. 下記の認定要件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。	■新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次の方も対象とする。 ①業歴3か月以上1年1か月未満の事業者 ②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者 「①最近1か月の売上高等と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等との比較」もしくは、 「②最近1か月の売上高等と令和元年12月の売上高等との比較」及び「その後2か月間(見込み)を含む3か月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍との比較」 もしくは、 「③最近1か月の売上高等と令和元年10～12月の平均売上高等との比較」及び「その後2か月間(見込み)を含む3か月の売上高等と令和元年10～12月の3か月との比較」が、15%以上減少していること。	別枠 2億8,000万円 ※無担保8,000万円 ※無担保無保証人2,000万円 信用保証協会が100%保証	0.8%以内 ※各信用保証協会毎に定められています。	融資額3,000万円以下の部分に関して当初3年間において、 個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模のみ）で売上高▲5%以上の場合は、保証料は全融資期間、利子補給は当初3年間を保証料・金利ゼロ 上記を除く中小企業者で売上高▲5%以上の場合は、全融資期間の保証料を1/2 上記個人業主を除く中小企業者で売上高▲15%以上の場合は、保証料は全融資期間、利子補給は当初3年間を保証料・金利ゼロとする。	-	無担保・無保証人持あり	・最寄りの信用保証協会 ・中小企業金融相談窓口 ・中小企業庁事業環境部金融課
セーフティネット4号 ※災害影響時の融資でコロナ以外でも対応	https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4sou.htm	次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。 1. 申請者が、下記の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。 2. 下記の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業においては、完成工事高又は受注残高、以下「売上高等」という。）が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。	■新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次の方も対象とする。 ①業歴3か月以上1年1か月未満の事業者 ②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者 「①最近1か月の売上高等と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等との比較」 もしくは、 「②最近1か月の売上高等と令和元年12月の売上高等との比較」及び「その後2か月間(見込み)を含む3か月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍との比較」 もしくは、 「③最近1か月の売上高等と令和元年10～12月の平均売上高等との比較」及び「その後2か月間(見込み)を含む3か月の売上高等と令和元年10～12月の3か月との比較」が、20%以上減少していること。	別枠 2億8,000万円 ※無担保8,000万円 ※無担保無保証人2,000万円 信用保証協会が100%保証	1.0%以内 ※各信用保証協会毎に定められています。	融資額3,000万円以下の部分に関して当初3年間において、 個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模のみ）で売上高▲5%以上の場合は、保証料は全融資期間、利子補給は当初3年間を保証料・金利ゼロ 上記を除く中小企業者で売上高▲5%以上の場合は、全融資期間の保証料を1/2 上記個人業主を除く中小企業者で売上高▲15%以上の場合は、保証料は全融資期間、利子補給は当初3年間を保証料・金利ゼロとする。	-	無担保・無保証人持あり	・最寄りの信用保証協会 ・中小企業金融相談窓口 ・中小企業庁事業環境部金融課
セーフティネット5号 ※災害影響時の融資でコロナ以外でも対応	https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5sou.htm	以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象です。 (イ)指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少した中小企業者 (ロ)指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者	■新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次の方も対象とする。 ①業歴3か月以上1年1か月未満の事業者 ②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者 「①最近1か月の売上高等と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等との比較」 もしくは、 「②最近1か月の売上高等と令和元年12月の売上高等との比較」及び「その後2か月間(見込み)を含む3か月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍との比較」 もしくは、 「③最近1か月の売上高等と令和元年10～12月の平均売上高等との比較」及び「その後2か月間(見込み)を含む3か月の売上高等と令和元年10～12月の3か月との比較」が、5%以上減少していること。	別枠 2億8,000万円 ※無担保8,000万円 ※無担保無保証人2,000万円 信用保証協会が80%保証	1.0%以内 ※各信用保証協会毎に定められています。	融資額3,000万円以下の部分に関して当初3年間において、 個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模のみ）で売上高▲5%以上の場合は、保証料は全融資期間、利子補給は当初3年間を保証料・金利ゼロ 上記を除く中小企業者で売上高▲5%以上の場合は、全融資期間の保証料を1/2 上記個人業主を除く中小企業者で売上高▲15%以上の場合は、保証料は全融資期間、利子補給は当初3年間を保証料・金利ゼロとする。	-	無担保・無保証人持あり	・最寄りの信用保証協会 ・中小企業金融相談窓口 ・中小企業庁事業環境部金融課
セーフティネット貸付 ※災害影響時の融資でコロナ以外でも対応	https://www.lfc.go.jp/n/finance/search/07_kei_nisjan_m.html	【国民生活事業（個人）】 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業績悪化を来しているが、中長期的にはその業績が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方 1. 最近の決算期における売上高が前期または前々年に比し5%以上減少している方 2. 最近3か月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 3. 最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々年に比し悪化している方 4. 最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短期化等により、0.1か月以上悪化している方 5. 社会的な要因による一時的な業績悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 6. 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 7. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 8. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方 【中小企業事業】 社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に売上の減少等業績悪化を来しているが、中長期的にはその業績が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方 1. 最近の決算期における売上高が前期または前々年に比し5%以上減少している方 2. 最近3か月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 3. 最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々年に比し悪化している方 4. 最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短期化などにより、0.1か月以上悪化している方 5. 社会的な要因による一時的な業績悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 6. 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 7. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 8. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方	-	4,800万円	基準利率	-	設備資金 15年以内（うち据置期間3年以内） 運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）	応相談	日本政策金融公庫
雇用調整助成金	https://www.mhvw.go.jp/stf/seisakunisuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page/07.html	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ※雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める 生産指標要件（売上または生産量）を緩和し、1ヶ月5%以下低下	-	支給限度日数 1年100日、3年150日に対象期間である4月から6月30日を足した日数 助成率4/5（中小）、1/30（大企業） （解雇などを行わない場合9/10（中小）、3/4（大企業）） 加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業）	-	-	-	-	都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）
持続化給付金	https://www.meti.go.jp/covid-19/izokuka-kyufukin.html	【個人事業者】 以下の要件を満たしていること (1) 2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続意思があること (2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（対象月）が存在すること 【中小企業事業】 以下の要件を満たしていること (1) 2020年4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下 (2) 2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続意思があること (3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（対象月）が存在すること	-	100万円 ※ただし、昨年1年間の売上から減少分が上限 ■給付額の算定方法 前年の総売上（事業収入） - (前年同月比▲50%の売上×12ヶ月) 200万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限 ■給付額の算定方法 前年の総売上（事業収入） - (前年同月比▲50%の売上×12ヶ月)	-	-	-	-	持続化給付金事業 コールセンター（経済産業省） 持続化給付金事業 コールセンター（経済産業省）
ハイブリッド型家賃補助制度 ※2020年5月8日現在、暫定として記載。同日に提言され、合意されているが、行政ホームページには未掲載	ホームページ未アップ	以下の要件を満たしていること ①前年と比べて、1か月間の収入が半減するか、3か月間の平均収入が3割減少していること ②事業者はまず、金融機関の無利子・無担保融資を活用していること。 ※受けた融資にて家賃の支払いに充てた分の一部を、国が事後に給付する。	-	個人事業主25万円/ 中小・小規模事業者：50万円 を上限として、 支払う家賃の2/3相当額を6ヶ月間	-	-	-	-	申請方法など未定

※2020年5月8日時点での公表内容を基に作成。
※申請時に内容等変更の場合がありますので、相談窓口にて確認の上で申請することをお勧めいたします。